



令和元年 (2019年) 5月23日 (木)

No. 14934 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆私的違法ダウンロードに関する

改正法案の問題点 (上) (1)

☆知的財産研修会 (データとAIの契約実務) (7)

私的違法ダウンロードに関する 改正法案の問題点 (上)

高樹町法律事務所

弁護士 桑野 雄一郎

1 はじめに

著作権法上は私的使用目的の複製行為 (30条1項) は複製権 (21条) の侵害とはならないとされているが、私的違法ダウンロード (30条1項3号) についてはその適用はなく、複製権を侵害するものとされ、本来の複製権侵害 (119条1項) よりは軽いといえ

罰則 (同条3項) も設けられている。

現在の著作権法において私的違法ダウンロードとされるのは音声、音楽及び動画・映画等の「録音又は録画」に限定されているが、近年のインターネット上の海賊版の著作権侵害による被害の深刻化を受け、これを「録音又は録画」以外の複製行為に、そして対象となる著作物も静止画、写真、イラスト、文書等のあらゆる著作物に拡張することが提案され



特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

TOKYO WTC HARAKENZO
45th Anniversary in 2021

会長 弁理士: 原 謙三

所長 弁理士: 福井 清

副所長 弁理士: 黒田 敏朗
副所長 弁理士: 今野 信二
副所長 弁理士: 藤田けんじろう
副所長 弁理士: 長谷川 和哉
副所長 弁理士: 村上 尚
大阪法律部長 弁理士: 八谷 晃典
東京法律部長 弁理士: 石黒 智晴
弁理士: 岡部 泰隆
外国専門部長 弁理士: 小池 隆彌
特別顧問 弁理士: 山口 充子

弁理士: 松村 一城
弁理士: 野山 孝
弁理士: 木村 佳宏
弁理士: 中尾 守男
弁理士: 須賀 孝
弁理士: 鶴田 健太郎
弁理士: 村橋 麻衣子
弁理士: 西山 泰生
弁理士: 山本 輝
弁理士: 髭 善彰

弁理士: 山崎 由貴
弁理士: 塩川 信和
弁理士: 川人 正典
弁理士: 青野 直樹
弁理士: 山下 広大
弁理士: 淵岡 栄一郎
弁理士: 長尾 誠
弁理士: 鷺見 祥之
弁理士: 竹野 直之
弁理士: 五味多 千明

弁理士: 武田 憲学
弁理士: 戸田 文人
弁理士: 西田 佳子
弁理士: 五位野 修
弁理士: 樋口 智夫
弁理士: 池田 抄太郎
弁理士: 夫馬 直樹
弁理士: 森山 浩
弁理士: 黒河 志実
弁理士: 北岡 瞬
弁理士: 伊藤 茂稔

弁理士: 宮坂 友梨
弁理士: 八木下 葉子
弁理士: 桑原 かほり
弁理士: 杉本 卓哉
中国弁理士: 包 金 成
中国弁理士: 孫 欧
USA弁理士: 岡部 泰隆
EU弁理士: 八谷 晃典
UK弁理士: 新井 孝政
K&G弁理士: ユング アルフ

フランス文書部長 入澤 朋子
中国文書部長 孫 欧
韓国文書部長 張 軫
台湾文書部長 吉田 良子
タイ文書部長 鶴田 健太郎
インド文書部長 淵岡 栄一郎
ベトナム文書部長 川人 正典
大韓連合 文書部長 武田 憲学
東京支店 文書部長 山崎 由貴
大阪支店 文書部長 五味多 千明
東京支店 文書部長 池田 抄太郎

東京本部 〒105-6121 東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル21階
大阪本部 〒530-0041 大阪市北区天神橋2-北2-6 大和南森町ビル
広島事務所 〒730-0032 広島市中区立町2-23 野村不動産広島ビル4階
名古屋事務所 〒453-6109 名古屋市中村区平池町4-60-12 グローバルゲート9階

TEL:03-3433-5810 FAX:03-3433-5281 iplaw-tky@harakenzo.com
TEL:06-6351-4384 FAX:06-6351-5664 iplaw-osk@harakenzo.com
TEL:082-545-3680 FAX:082-243-4130 iplaw-hsm@harakenzo.com
TEL:052-589-2581 FAX:052-589-2582 iplaw-ngy@harakenzo.com

当事務所のホームページ <http://www.harakenzo.com>

最新のIP情報を掲載中(随時更新)

〈総勢約250名〉

るに至った。

本年2月に発表された文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会の報告書¹において「違法にアップロードされた著作物（著作権法がそのような形で情報流通を許容していないもの）から私的使用目的で便益を享受しようとするユーザーの行為は広く一般的に許容されるべき正当性があるか否か疑義のあるものであることを前提として、漫画をはじめとする幅広い分野の著作物に係る被害実態や二次的な拡散防止の必要性、諸外国の取扱い、未然防止の必要性等を踏まえ、著作物の種類・分野による限定を行うことなく、広くダウンロード違法化の対象範囲に含めていくべきとの方向性については、概ね共通認識が得られた」ことが「基本的な考え方」として示され、その後文化庁は令和2年1月からの施行を目指す著作権法改正法案の中に私的違法ダウンロードの対象拡大を盛り込んだ（以下「改正法案」という）。しかしこの改正法案についてはネットを中心に各界から批判が相次いだこともあり、国会への提出が先送りされることとなった。併せて、本稿では取り上げないが、海賊版サイトに誘導するいわゆるリーチサイトを規制する改正法案も先送りとなり、被害が拡大しているインターネット上の海賊版による著作権侵害への対策は急務であるにもかかわらず、今国会において有効な対応策がとられる可能性はなくなった。

この改正法案については、ネット上をはじめ、各界から様々な意見、また文化庁の改正法案に対する修正案が出たものの、いずれも刑事罰の対象となる特別刑法であることを前提とした刑罰法規としての観点からの議論が十分なされたとはいえない面がある。私的違法ダウンロード拡張法案はあくまでも先送りであるから、来年以降改めて法案として議論される可能性があることに加え、今後は私的違法ダウンロードの拡張以外にも、リーチサイトに対する規制を含め、著作権法に関連して罰則の改正が議論される場面は多くなると思われる。そこで、本稿では今回先送りになった改正法案及びそれをめぐる著作権法上の議論を刑事法の観点から改めて分析することとする。

2 前提～私的違法ダウンロードに関する現在の著作権法の規定

上述のとおり著作権法は、著作物を複製しても複製権（21条）侵害とならない場合として私的使用目的のための複製に該当する場合を定めている（30条1項）。また、私的使用目的のための複製に該当する場合は、著作物を翻訳、編曲、変形又は翻案等により利用することもできると定めている（47条の6第1項）。その結果、かかる行為は翻訳権、翻案権等（27条）の侵害にもならないこととなる。但し、当該私的使用目的の複製が30条1項各号に該当する場合は例外とされているため、私的使用目的であっても複製権を侵害すると共に、翻訳、編曲、変形又は翻案等の行為も翻訳権、翻案権等を侵害することとなる。

このように私的使用目的の複製等であっても複製権等を侵害することになる場合の一つとして、30条1項3号は、「著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合」を定めている（下線部は後述する改正法案との対比の便宜上加筆したものである。）。これがいわゆる私的違法ダウンロードであり、平成22年1月1日に施行された平成21年法律第52号による改正により追加されたものである。本号に該当する複製行為は、複製権を侵害することになるので、損害賠償（民法709条）、差止請求（112条1項）、名誉回復措置（115条）等の民事上の責任と共に、いわゆる権利侵害罪として、10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はその併科という刑事上の責任が生じるべきものである（119条1項）。しかし、改正当初は、この119条1項からは31条1項各号に該当する結果複製権を侵害することとなる場合が適用対象から除外されていたため、私的違法ダウンロードについては罰則の適用がなかった。

ところが、その後平成24年10月1日に施行された平成24年法律第43号により、119条3項として「第30条第1項に定める私的使用の目的をもつて、録音録画有償著作物等（録音され、又は録画された著作物…（著作権…の目的となつていものに限る。）であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権…を侵害し